

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第 8 1 8 号

2 0 1 6 年（平成 2 8 年）8 月 1 8 日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

印鑑登録に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2 0 1 6 年（平成 2 8 年）7 月 2 8 日付けで諮問（第 8 1 8 号）された印鑑登録に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成 1 5 年藤沢市条例第 7 号。以下「条例」という。）第 1 2 条第 2 項第 4 号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第 1 2 条第 5 項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は「3 審議会の判断理由」に述べるところにより認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

東京弁護士会会長より、弁護士法第 2 3 条の 2 に基づき、市民窓口センターで保有する印鑑登録事務に係る申請書の照会がなされた。

弁護士法第 2 3 条の 2 の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、弁護士に印鑑登録事務に係る申請書の情報を目的外に提供することについて、藤沢市個人情報の保護に関する条例第 1 2 条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 印鑑登録申請書の情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

目的外に提供する個人情報は A 被告のものである。

住所，氏名，生年月日

「印鑑登録申請書」「印鑑登録廃止申請書」「印鑑登録証明書交付申請書」の有無

請求期間（平成28年2月9日から平成28年6月17日まで）

「印鑑登録申請書」申請日，住所，氏名，生年月日，印影，電話番号，届出人，確認事項，登録証番号

「印鑑登録廃止申請書」申請日，住所，氏名，生年月日，登録証番号，電話番号，手続きにきた人，印影，廃止の理由，確認事項

「印鑑登録証明書交付申請書」申請日，住所，氏名，登録証番号，必要枚数，手続きにきた人

イ 目的外に提供する相手方

東京弁護士会会長

ウ 目的外提供の根拠規定

弁護士法第23条の2

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は，弁護士法第23条の2に基づくものである。

弁護士法第23条の2は「受任している事件については，公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており，官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認められたものであるが，その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし，本件照会は，正当な請求権を有した東京弁護士会によって行われるものであり，受け取った情報について守秘義務が課せられている。

また，事件について適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について東京弁護士会に問い合わせたところ，「照会内容の詳細については回答できないが，同弁護士会所属の弁護士が受任した損害賠償等請求事件の訴訟準備を行っている。A被告からC原告への土地の売買契約を行うにあたり，C原告は中間省略登記の方法によりB社に当該土地の代金を支払った。しかし，A被告からC原告に対する所有権移転登記は権利証が偽造であるとして東京法務局から却下され，多額の損害を被った。その際使用された印鑑証明書が不正なものでないか，登録や廃止の申請は本人が行ったものなのかの事実確認をしたい。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は，印鑑登録事務に関する事務に係る個人情報であり，他の代替手段が想定し難いものである。

よって，本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果，本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合，当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

本件にかかる目的外提供は、弁護士における調査のために行うものであり、印鑑登録申請書の申請者が事件に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該調査の遂行に支障が生じることを弁護士に確認した。

以上から本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 提出書類

- ア 弁護士法第23条の2に基づく照会書
- イ 印鑑登録申請書
- ウ 印鑑登録廃止申請書
- エ 印鑑登録証明書交付申請書
- オ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した東京弁護士会会長によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「照会内容の詳細については回答できないが、同弁護士会所属の弁護士が受任した損害賠償等請求事件の訴訟準備を行っている。A被告からC原告への土地の売買契約を行うにあたり、C原告は中間省略登記の方法によりB社に当該土地の代金を支払った。しかし、A被告からC原告に対する所有権移転登記は、権利証が偽造であるとして東京法務局から却下され、多額の損害を被った。その際使用された印鑑証明書が不正なものでないか、登録や廃止の申請は本人が行ったものなのかの事実確認をしたい。」とのことである。

しかし、その後実施機関が再度照会申出人である東京弁護士会所属の弁護士に確認したところ、当該土地代金の支払いは、C原告がB社に支払ったのではなく、A被告、B社及びC原告の3者同席のもと、C原告からA被告へ支払った、とのことである、と口頭で説明があった。

また、実施機関では、当該情報が印鑑登録に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

本件にかかる目的外提供は、弁護士における調査のために行うものであり、印鑑登録申請書の申請者が事件に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該調査の遂行に支障が生じることを弁護士に確認した。

以上から本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい、としている。

しかしながら本件照会に係る個人情報の帰属者である本人は、事件に関与し

ていない可能性があるため、実施機関は再度照会申出人である弁護士に、本人通知を省略する合理的理由を確認し、当該理由が合理的だと判断した場合のみ本人通知を省略するものとする。

以 上